○太陽光発電設備の保安物件としての取扱い

[照会]

太陽光発電設備が、火薬類取締法施行規則第1条第13号において第三種保安物件とされている「発電所」に該当しうる基準についてご教示いただきたい。

「回答」商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付(平成28年3月31日)

「発電所」を保安物件に指定している理由は、国民生活に不可欠な電力の安定供給を確保するという観点から、法の制定当時(昭和25年)に主流であった大規模な水力発電設備や火力発電設備などを念頭に置いて規定したものと考えられる。

これに対し、近年、太陽光発電設備等の分散型電源が普及してきているところ、発電規模がそれほど大きくなく、「電力の安定供給の確保」の観点からはリスクが高いとは言えない規模の太陽光発電設備については、法における「保安物件」に含める必要は無いと考えられる。

以上を踏まえ、「保安物件に該当する太陽光発電設備」の要件は、「電気事業法(昭和39年法律第170号)における『発電事業』の用に供する太陽光発電設備」とする。これは、発電事業を行う「発電事業者」には、電力広域的運営推進機関への加入や、経済産業大臣の供給命令に従う義務などが課せられており、「電力の安定供給の確保」の観点から重要な事業者であることを踏まえたものである。

(参考)

発電事業及び発電事業者に該当するかどうかの要件については、電気事業法第2条第1項第 14号及び第15号をご参照ください。

○火薬類取締法における公園の解釈について

「回答」産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付(令和2年8月)

火薬類取締法施行規則では、「公園」が第二種保安物件として定義されている。当該公園に関し、昭和36年事務次官通達では「自然公園は含まない」としていたが、昭和44年、当省監修の火薬類取締法の解説(以下「逐条解説」という。)において「自然公園は含まないが、国立公園や国定公園の特別地域は保安物件の対象とする」と改め、現行の「火薬類取締法令の解説」(平成25年日本火薬工業会発行)においてもその解釈は変わっていない。

特別地域が自然公園法において風致を維持するために指定されることを考慮すると、人命保護よりも財産保全(自然保全)の観点から規定されたと解することが自然であり、現行の「火薬類取締法の解説」(平成25年日本火薬工業会発行)に記載されているとおり、公園には自然公園法の特別地域が含まれる。